

# 二宮町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

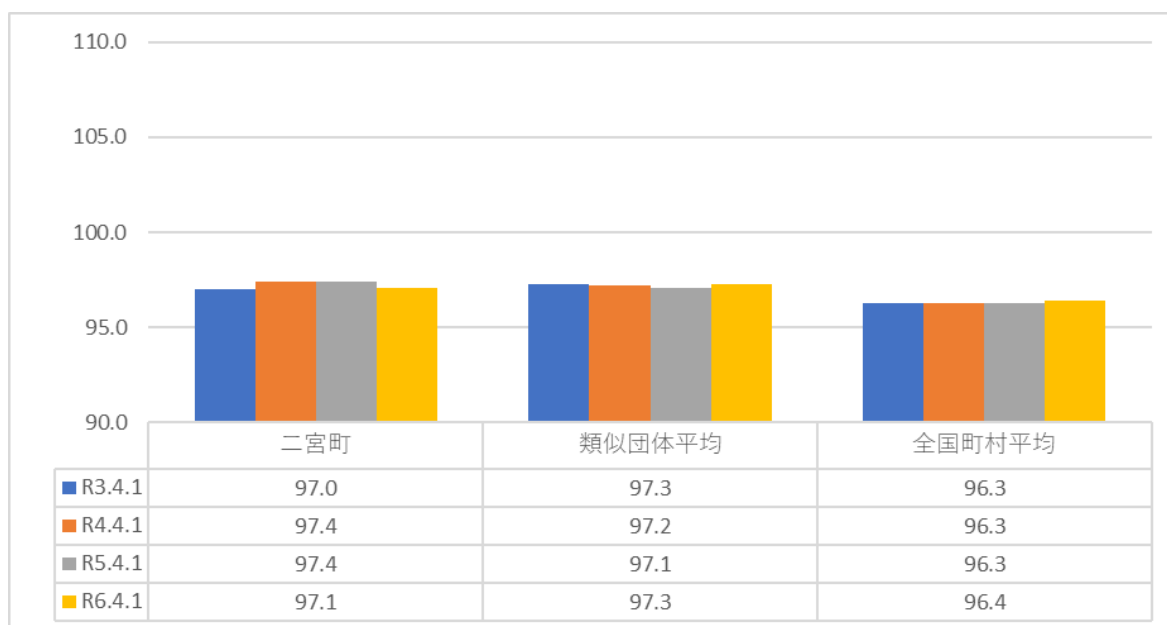
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度の人件費率
令 和 5年度	人 27,741	千円 9,810,578	千円 415,496	千円 2,090,155	% 21.3	% 21.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令 和 5年度	人 208	千円 771,279	千円 249,648	千円 313,935	千円 1,334,862	千円 6,418	千円 5,685

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③に該当しない。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	円 390,590	円 386,804	円 3,786 (0.98%)	% 0.98	% 1.42	% 0.96

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 5年度	月 4.50	月 4.40	月 0.10	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表にについて、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引き下げ。若年層には実施をせず、高齢層に重点を置いて引き下げを実施。(最大改定率5.3%引き下げ) 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

## ②地域手当の見直し

### 実施内容

(支給割合) 国基準 6% に対し、二宮町においても 6% を支給  
(実施時期) 令和 4 年 4 月 1 日より 4.5% から 6.0% へと見直しを実施し支給。

(参考)

	各年度の支給割合					
	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
国基準による支給割合	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
二宮町の支給割合	4.5%	4.5%	4.5%	6.0%	6.0%	6.0%

## ③その他の見直し内容

特になし

## (6)特記事項

特記事項はありません。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年 4 月 1 日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
二宮町 (令和6年度)	41.3歳	310,560円	368,521円	368,521円
神奈川県 (令和6年度)	42.8歳	323,335円	423,674円	383,367円
国 (令和5年度)	42.4歳	322,487円	- 円	404,015円
類似団体 (令和5年度)	41.3歳	304,046円	376,949円	337,759円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## ②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 (A/B)
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額	平均給与 月額 <small>(国比較ベース)</small>	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額	
二宮町 <small>(令和6年度)</small>	52.8歳	4人	292,525円	365,020円	316,287円	-	- 歳	- 円	-
うち 学校作業員	55.0歳	3人	298,133円	385,932円	320,955円	用務員	- 歳	- 円	-
うち 給食調理員	46.0歳	1人	275,700円	302,285円	302,285円	調理師	- 歳	- 円	-
神奈川県 <small>(令和6年度)</small>	52.3歳	252人	297,537円	356,224円	343,449円	-	- 歳	- 円	-
国 <small>(令和5年度)</small>	51.2歳	1,941人	286,942円	- 円	329,179円	-	- 歳	- 円	-
類似団体 <small>(令和5年度)</small>	51.9歳	-人	295,760円	325,909円	314,418円	-	- 歳	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している  
(令和4年～令和6年の3カ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

### (2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		二宮町	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高校卒	170,900円	179,100円	166,600円
技能労務職	高校卒	155,300円	164,000円	- 円
	中学卒	147,100円	155,300円	- 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

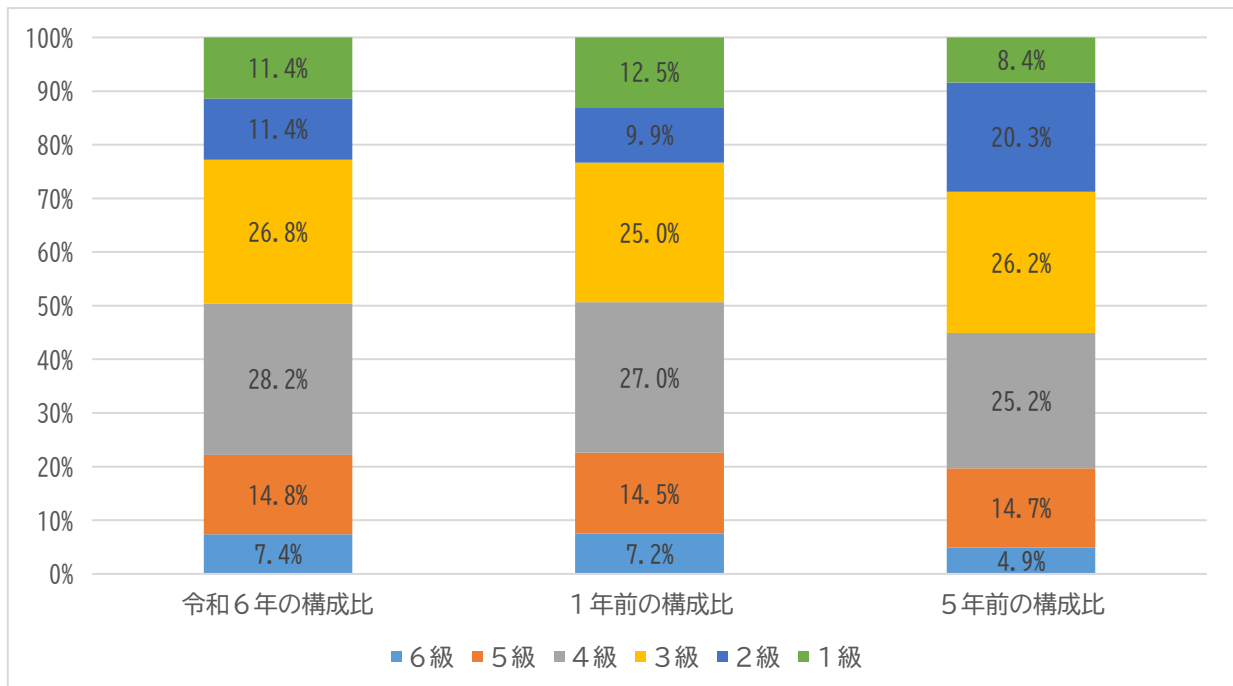
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,708円	356,085円	369,638円	405,925円
	高校卒	239,550円	308,900円	372,867円	397,689円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	281,600円	325,300円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

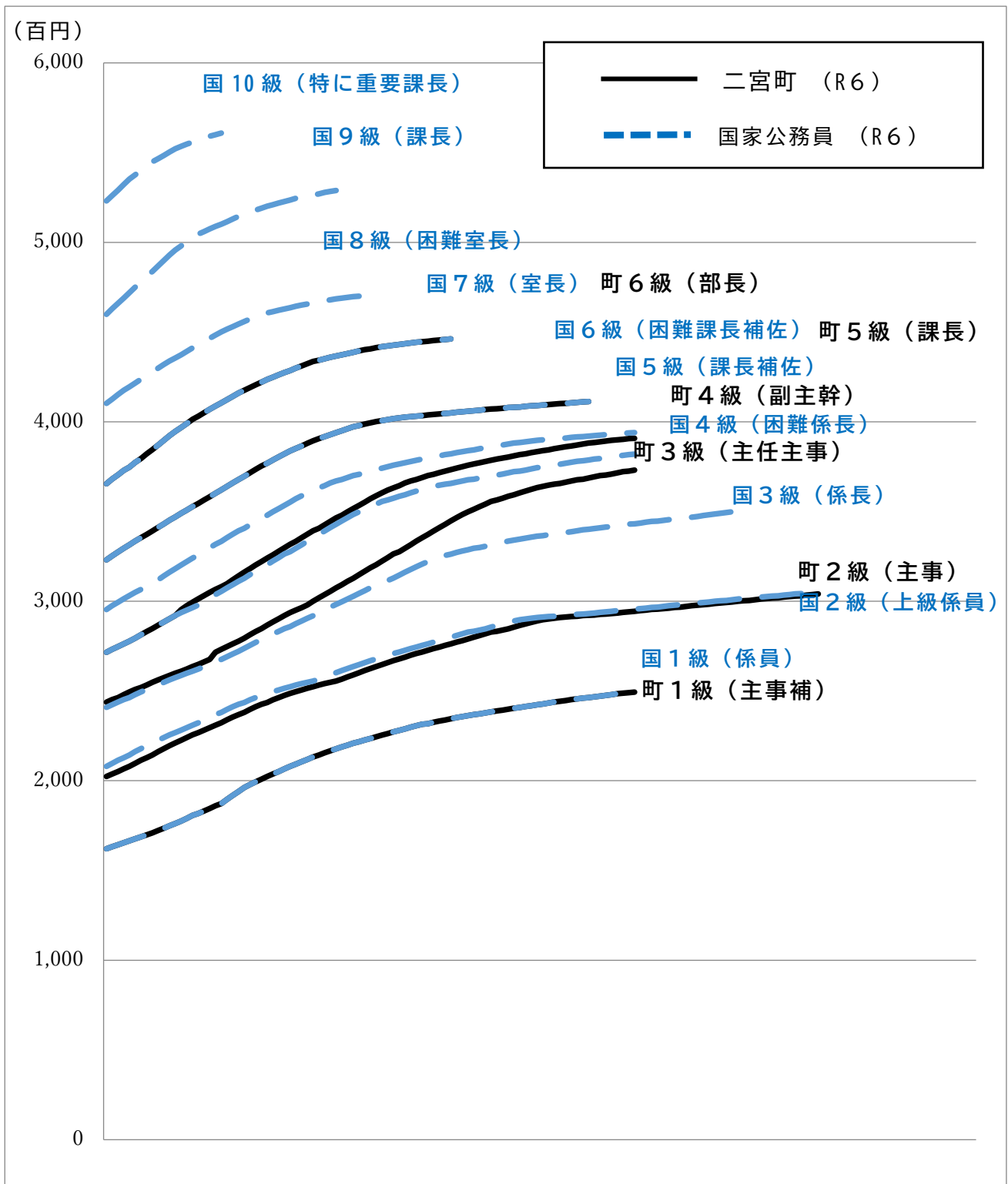
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長 参事	11人	7.4%	365,500円	446,200円
5級	課長 主幹	22人	14.8%	323,100円	411,300円
4級	副主幹	42人	28.2%	271,600円	390,800円
3級	主査 主任主事	40人	26.8%	243,800円	373,100円
2級	主事	17人	11.4%	202,400円	304,100円
1級	主事補	17人	11.4%	162,100円	249,400円

- (注) 1 二宮町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（二宮町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/	/	/	/
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

二宮町	神奈川県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,463千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,766千円	-
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450月分 勤勉手当 2.050月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450月分 勤勉手当 2.050月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450月分 勤勉手当 2.050月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 6～14%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 5～20% 管理職加算 10～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（二宮町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

二宮町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職者特別措置 2～20%加算）			その他の加算措置 （定年前早期退職者特別措置 2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 1,897千円			- 千円		

（注）1 職員手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		48,486千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		227,634円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
町内全域	6.0%	全職員	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		1,031千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		23,972円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		19.28%		
手当の種類 (手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	町税の滞納整理 (臨戸徴収) 及び滞納処分に従事した職員に対して支給		千円 9,250	日額250円
感染症のまん延防止作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者の入院又は、まん延防止作業を要する感染症の病原体を有し、若しくは疑いのある物件に接触する業務に従事した職員に支給		千円 0	日額250円
災害出動手当	二宮町消防本部及び消防署に所属する職員が、火災その他の災害に出動したときに支給		千円 54,000	出動1回につき250円
救急出動手当	消防職員が救急救助事故等に出動し、被救助者の救出救助に従事したときに支給		千円 943,550	救急救命士 出動1回につき400円 (ただし、救急救命士法に基づく処置を行わなかった場合、150円) 救急救命士以外の救急隊員 出動1回につき150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	83,760千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	484千円
支給実績 (令和4年度決算)	89,026千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	578千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月

1日現在の総職員数（管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 父母等 配偶者以外の扶養 親族 6,500円 ・ 満16歳の年度当 初から満22歳の年 度末までの子1人 当たり加算 5,000円	同じ	-	千円 23,861	円 241,021
住居手当	・ 借家の場合 28,000円 (28,000円未満の ときは、支払って いる家賃の額)	同じ	・ 借家の場合 家賃16,000円 を超える場合 、家賃に応じて 28,000円限度 に支給	千円 18,004	円 295,148
通勤手当	・ 交通機関利用者 (最高限度額) 30,000円 ・ 交通用具使用者 2ヵ以上から60ヵ以上 まで13段階 2,200円~24,500円	異なる	・ 交通用具使 用者 2ヵ以上から 60ヵ以上まで 13段階 2,000円から 24,500円	千円 15,712	円 102,028
管理職手当	・ 主幹級以上の職 員の給料月額に 14/100~19/100を 乗じた額	異なる	・ 職務に応じ て定められた 額	千円 33,521	円 817,575
休日勤務手当	・ 休日において正 規の勤務時間に 勤務を命ぜられ た職員に、勤務 時間1時間につき 勤務時間1時間 当たり給料額に 135/100を乗じ た額を支給	同じ	-	千円 12,641	円 221,766
夜間勤務手当	・ 正規の勤務時 間として、午後 10時から翌日 午前5時までの 間に勤務する 職員に、勤務し た全時間につき 勤務時間1時間 当たり給料額に 25/100を乗じ た額を支給	同じ	-	千円 2,161	円 58,392
宿日直手当	・ 勤務1回につき 5,000円	異なる	・ 勤務1回に つき4,200円	千円 1,220	円 11,619

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町長	766,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円 / 565,500円	
	副町長	632,000円	760,000円 / 518,500円	
	教育長	581,000円	- 円 / - 円	
報 酬	議 長	382,000円	499,000円 /	252,000円
	副 議 長	299,000円	430,000円 /	202,000円
	議 員	283,000円	400,000円 /	174,000円
期 末 手 当	町長	(令和5年度支給割合) 4.10月分		
	副町長	4.10月分		
	教育長	4.10月分		
	議 長	(令和5年度支給割合) 4.40月分		
	副 議 長	4.40月分		
	議 員	4.40月分		
退 職 手 当	町長	(算定方式) 766,000円×在職月数×37.5/100	(1期の手当額) 13,788,000円	(支給時期) 任期毎に支給
	副町長	632,000円×在職月数×37.5/100	7,584,000円	任期毎に支給
	教育長	581,000円×在職月数×37.5/100	5,577,000円	任期毎に支給
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

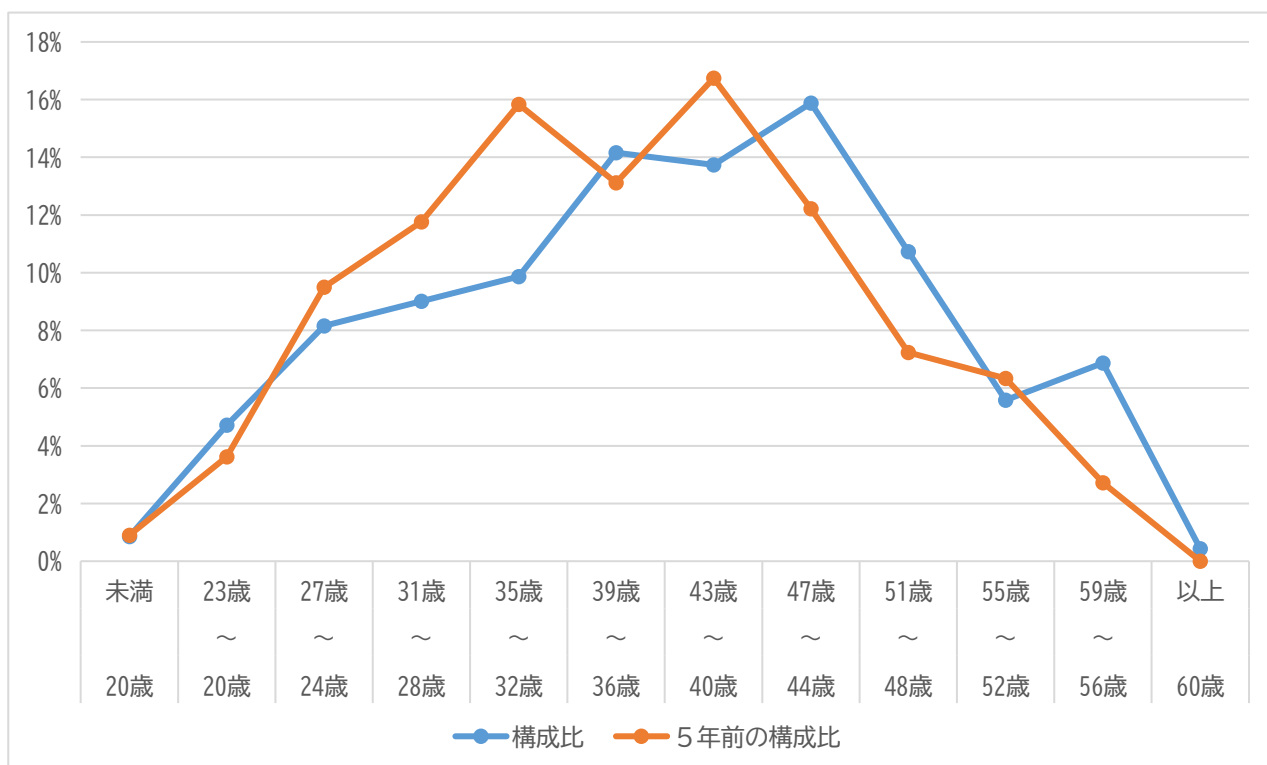
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数		主 な 増 減 理 由		
		令和6年	令和5年					
一般行政部門	議 会	3	〔-〕	3	〔-〕	育児休業者の復職		
	総 務	55	〔2〕	56	〔2〕			
	税 務	10	〔-〕	10	〔-〕			
	農林水産	7	〔-〕	7	〔-〕			
	商 工	3	〔-〕	3	〔-〕			
	土 木	12	〔-〕	12	〔-〕			
	民 生	26	〔1〕	23	〔1〕			
	衛 生	22	〔-〕	21	〔1〕			
	小 計	138	〔3〕	135	〔4〕	3	〔1〕	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 約49.75人
特別行政部門	教育部門	25	〔1〕	25	〔1〕	-	〔-〕	消防力の強化
	消防部門	49	〔-〕	48	〔-〕	1	〔-〕	
	小 計	212	〔1〕	208	〔1〕	4	〔-〕	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 約76.42人
公営企業等会計部門	下 水 道	7	〔-〕	7	〔-〕	-	〔-〕	
	そ の 他	14	〔-〕	14	〔-〕	-	〔-〕	
	小 計	21	〔-〕	21	〔-〕	-	〔-〕	
合 計		233	〔4〕	229	〔5〕	▲3	〔▲1〕	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 約83.99人
			〔241〕		〔241〕			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。
- 2 〔 〕内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外数です。
- 3 一般行政部門とは、特別行政部門、企業等会計部門以外の部門です。特別行政部門とは、教育、消防の部門です。企業等会計部門とは、下水道等の部門です。
- 4 【 】内は条例で定められた定数です。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	19人	21人	23人	33人	32人	37人	25人	13人	16人	1人	233人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	130	132	130	131	135	138	3 (2.1%)
教育	26	26	22	24	25	25	-
消防	46	45	46	47	48	49	1 (2.0%)
普通会計計	202	203	198	202	208	212	4 (1.9%)
公営企業等会計計	19	19	21	21	21	21	-
総合計	221	222	219	223	229	233	4 (1.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体によっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。